

令和3年度 第3回金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所	令和3年11月26日(金) 金沢市役所 第1委員会室		
委員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 米田 満(公認会計士) 委員 深田 幸史(金沢大学教授) 委員 本間 学(金沢大学准教授) 委員 西村 督(金沢工業大学教授) 委員 栗田 真人(弁護士)		
次第	1 開会 2 審議案件 (1) 工事等に係る入札・契約手続きの運用状況等について ア 令和3年4月1日から令和3年10月31日までに係る本市発注工事 及び工事関連委託業務の結果について イ 入札参加資格停止の運用状況及び談合情報への対応状況について (2) 工事成績評点の入札参加資格要件での活用について (3) 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について (令和3年4月1日から令和3年9月30日) 3 閉会		
抽出案件	5件		
工事	制約付き一般競争入札	2件	<ul style="list-style-type: none"> 大浦千木町線道路築造工事(千田町その5) 令和3年度 城北水質管理センター特別高圧受変電設備更新工事
	随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> 七ツ屋ポンプ場1号雨水集砂装置及び揚砂機定期修繕工事
委託	制約付き一般競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度 マンホールポンプ場改築実施設計業務委託
	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度 下水道管耐震化実施設計業務委託
審議内容	別紙のとおり		
委員会による報告 又は意見の具申	令和3年度第2四半期の発注工事等に係る入札・契約手続きの運用については、適正に行われていると判断する。		

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
 金沢市総務局監理課 工事契約係
 電話:076-220-2101

委員からの意見は、概ね次のとおりであった。

工事及び委託業務の業者選考等が適正に行われていることを確認した。

令和4年度から変動型の最低制限価格制度を導入するということが、今後とも、国や県の動向も注視し、制度の検証を続けるとともに、適時・適切に対応してほしい。

また、現在、建設業では、将来の担い手確保に向けた働き方改革の推進が喫緊の課題であることから、本市の入札契約制度の中でこれら後押しできるものがあれば、積極的に取り組んでほしい。

意見の詳細は、次のとおり。

質 疑 ・ 意 見	応 答
<p>1 工事・委託業務に係る入札・契約手続きの運用状況等</p> <p>○ 変動型最低制限価格制度の試行導入について、最低制限価格基準額は千円単位で丸めて算出するのに対し、ランダム係数を乗じて求められる最低制限価格を1円単位で算出する趣旨は、</p> <p>○ 試行導入期間を1年としているが、結果を見て再検討するということか。</p>	<p>・ 事業者の積算意欲も考慮し、変動の幅を上下各0.1%とすることから、ランダム係数を2.1通り全てにおいて有効なものとして機能させるためである。</p> <p>・ 試行実施による入札結果を踏まえ、見直しの要否を見極めた上で、本格導入を目指したいと考えている。</p>
<p>2 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について</p> <p>大浦千木町線道路築造工事（千田町その5）</p> <p>○ 応札者16者のうち、1者以外が最低制限価格未満で失格となっており、激しい競争が行われ、適正な競争が働いていると考える。一方で、その結果として、予定価格と同額で応札した1者が落札に至っており、最低制限価格の意義について留意すべきと考え、今回提示した。</p> <p>令和3年度 城北水質管理センター特別高圧受変電設備更新工事</p> <p>○ 高額の案件であるが、参加者が1者と少ない状況である。予定価格の設定に際して、下見積の徴収はあったのか。また、それは複数社を対象にしていたのか。これを踏まえ、今回参加者が1者であった理由として、どのようなことが考えられるか。</p> <p>七ツ屋ポンプ場1号雨水集砂装置及び揚砂機定期修繕工事</p> <p>○ 随契約の案件は落札率が高い傾向にあるが、本件の落札率は比較的低い。この理由について、どのようなことが考えられるか。</p> <p>令和3年度 マンホールポンプ場改築実施設計業務委託</p> <p>○ 応札した6者全てが比較的低い金額で応札しているが、この理由は、</p> <p>令和3年度 下水道管耐震化実施設計業務委託</p> <p>○ 応札者8者のうち、落札した1者のみが最低制限価格付近で応札しているが、このような結果に至った理由は、</p>	<p>・ これまでも本委員会において、わずかに最低制限価格を下回ることで失格となるケースについて、最低制限価格の意義を再認識すべきとの意見をいただいている。来年度より変動型の最低制限価格制度を試行導入するが、試行の経過を検証していきたいと考えている。</p> <p>・ 設計にあたっては、下水道用設計標準掛表等に基づいて積算しているが、記載のない単価の一部は、想定される参加業者複数社より見積を聴取している。 本工事で更新する受変電設備は、77,000Vの特別高圧に対応したのとなり、特殊な機器や材料・検査装置等を取り扱うこと、また、下水処理を止めずに既設の設備を運用しながら施工すること、特に高い技術が求められ、施工可能な事業者が限られている。加えて、現在、全国的に下水道施設の更新が行われており、他工事への参加などが影響し、今回応札者が1者となったと推察している。</p> <p>・ 設計にあたって見積を徴収しているが、本見積には間接経費や諸経費といったものは含まれておらず、当該部分について金額の差が出たものと推察される。また、予定価格が事前に公表されていないことや、事業者による企業努力なども結果に影響していると考えられる。</p> <p>・ 前年度の同業務では対象箇所が5箇所であったが、今回業務では4箇所と、業務規模が小さかったこともあり、受注意欲が限られたためと推察している。</p> <p>・ 今回の落札者は、近年、同様の委託業務に積極的に参加しており、最も受注実績がある事業者である。昨年度は僅差で落札に至らなかったことから、今回、高い受注意欲を持って参加した結果であると考えている。</p>